

平成二十九年三月二十一日提出
質問第一四六号

G A T T の諸規定に関する質問主意書

提出者

緒方林太郎

G A T T の諸規定に関する質問主意書

一 関税及び貿易に関する一般協定（G A T T）における次の用語の定義は如何なるものと政府として考えているか。

（一） 関税

（二） 課徴金

（三） 内国税

（四） 内国課徴金

二 現在、コメ、小麦、大麦等に課されているマークアップは一の（一）から（四）までのいずれに該当するのか。

三 マークアップとG A T T第三条の規定の整合性について答弁ありたい。

右質問する。